

中野市立図書館総合管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、中野市（以下「市」という。）が中野市立図書館の総合管理業務を委託するに当たり、参加資格、手続を定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称 中野市立図書館総合管理業務委託

(ア) 対象施設

施設名	所在
ア 中野市立図書館	中野市大字西条 1000 番地
イ 中野市立図書館北部分館	中野市大字赤岩 1447 番地
ウ 中野市立図書館西部分館	中野市大字安源寺 666 番地 1
エ 中野市立図書館豊田分館	中野市大字豊津 2509 番地

(イ) 業務内容

業務内容は次に掲げる業務とし、詳細は仕様書に定めるとおりとする。

ただし各分館は、ア 図書館運営一般業務のみとする。

- ア 図書館運営一般業務
- イ 清掃業務
- ウ 機械警備業務
- エ 特殊建築物定期調査業務
- オ 公園清掃業務
- カ 庭園樹木管理業務
- キ ばい煙濃度測定業務
- ク 設備保守点検業務

(2) 業務期間

(ア) 中野市立図書館総合管理業務委託

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(本業務に係る契約は長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は、この契約を変更して、又は解除することができるものとする。)

(3) 上限提案額

本プロポーザルの上限提案額は、2(2)(ア)の業務委託期間総額
182,275,000円(税抜)とする。

なお、令和3年度の上限提案額は、年額36,455,000円(税抜)とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者(再生手続きの開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 中野市における製造の請負、物品の買入その他の契約に関する規則(平成17年中野市規則第43号)第6条第1項の規定による指名停止を受けていない者
- (5) 中野市暴力団排除条例(平成24年中野市条例第8号)第2条第2号及び第3条に該当しない者
- (6) 都道府県税及び市町村(区)税の滞納がない者
- (7) 長野県内に本社又は営業所等を有し、令和元・2・3年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の02「役務の提供等」の10「建物管理等各種保守管理」及び15「労働者派遣」に登録がある者

4 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加表明書(様式1) 1部
 - イ 事業者概要調書(様式2) 7部
- (2) 提出期間
 - ア 期間 令和3年1月27日(水)から令和3年1月29日(金)まで
 - イ 時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
中野市大字西条1000番地
中野市立図書館

- (4) 提出方法
持参又は郵送（配達証明書留郵便に限る。期間内必着のこと。）による。
- (5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請
市は、参加表明書の提出があった者（以下「参加表明者」という。）について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、適格者と認められた参加表明者（以下「参加適格者」という。）に参加資格の確認結果と企画提案書の提出要請をするものとし、その他の参加表明者（以下「参加不適格者」という。）には参加資格の確認結果を通知するものとする。
- (6) 参加不適格者に対する理由の説明
参加不適格者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

5 企画提案書の受付

参加適格者は、次により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案提出書（様式3） 1部
 - イ 企画提案書（様式4） 7部
 - ウ 提案価格見積書（様式5） 1部
 - エ イのデータを記録したCD 1部
- (2) 提出期間
- ア 期間 令和3年2月5日（金）から令和3年2月9日（火）まで
（ただし月曜日を除く。）
 - イ 時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送（配達証明書留郵便に限る。期間内必着のこと。）による。
- (4) 体裁
- ア 企画提案書には、提案者名が特定できる語句、記号、実績名称を記載しないこと。
 - イ 企画提案書は、左上をステープラ止めし、提出すること。
 - ウ 提案価格見積書は、封入封印の上、提出者名及び「中野市立図書館総合管理業務委託提案価格見積書」と明記すること。
 - エ 提出された書類の訂正は、認めない。
- (5) 企画提案書に係るヒアリング
企画提案書に基づき、ヒアリングを実施する。
- ア 期日 令和3年2月17日（水）
 - イ 時間 企画提案書提出者に別途通知する。
 - ウ ヒアリングへの出席者は、配置予定の業務管理責任者を含め4人以内

とする。

6 最適候補者等の選定手続き

(1) 審査委員会

最適候補者及び次点者を選定するため、「中野市立図書館総合管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置するものとする。

なお、審査の公正を期すため、審査委員名簿は審査結果に併せて公表するものとする。

(2) 企画提案書の評価・審査

ア ヒアリングの実施

審査委員会は、5(5)に基づくヒアリングを実施するものとする。

イ 企画提案書の評価

審査委員会は、中野市立図書館総合管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき企画提案書を評価するものとする。

ウ 最適候補者等の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(3) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、企画提案者に通知するものとし、後日公表するものとする。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

7 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

令和3年1月15日（金）から令和3年1月22日（金）まで
（ただし、月曜日を除く。）

イ 提出先

中野市立図書館

電子メール library@city.nakano.nagano.jp

ウ 提出方法

質問書（様式7）に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、電子メールの添付ファイルとして送信すること。

なお、送信後、市へ着信の確認を行うこと。

(2) 質疑への回答

ア 回答期限

令和3年1月27日（水）

イ 回答方法

回答期限までに市公式ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

エ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合

オ 企画提案書のヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 最適候補者との契約

市は、最適候補者と随意契約により契約するものとする。

イ 最適候補者は、業務の入札に応じられなくなった場合又は契約の締結ができないことが明らかとなった場合、速やかに書面により届け出ること。

ウ 市は、最適候補者が契約の締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって契約ができなくなった場合、最適候補者との交渉を取りやめ、次点者と交渉するものとする。

(5) 提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更

提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更は、原則として認めない。

(6) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(7) その他

ア 参加表明書、企画提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担とすること。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- ② 提出された書類及び電子データの著作権は、作成した当該提出者に帰属するものとする。
- ③ 提出された参加表明書及び企画提案書は、参加者の技術情報であることから公表しない。